

(仮称)高取町多機能複合型未来拠点施設整備

基本計画策定支援業務

条件付公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月

高取町

1. 目的

この要領は、(仮称)高取町多機能複合型未来拠点施設整備基本計画策定支援業務(以下「本業務」という。)の発注に当たり、価格のみによる競争ではなく、当該業務に対する取り組み姿勢及び実施体制などの業務遂行能力などを総合的に評価した上で、当該業務の履行に最も適した提案を行った者を契約候補者として選定するため、公募型プロポーザル方式による受注者選定(以下「プロポーザル」という。)に関して、必要な手続を定めるものとする。

2. 業務概要

(1)業務名

(仮称)高取町多機能複合型未来拠点施設整備基本計画策定支援業務

(2)業務内容

詳細は、(仮称)高取町多機能複合型未来拠点施設整備基本計画策定支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとします。

(3)履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで

(4)契約方法

条件付公募型プロポーザル方式による随意契約

3. 選定・審査方法

選定の方法及び評価基準は、次のとおりです。

(1)審査委員会の設置

高取町プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が事業者の選定の事務を行います。

(2)選定方式

事業者選定は、条件付公募型プロポーザル方式により行います。これは、本業務について、円滑な業務を実施するため、専門的な知識と経験を有し、過去に同様の業務を行った事のある者をプロポーザルに参加する者(以下「参加申請者」という。)として募り、プレゼンテーション及びヒアリングを行った上で評価し、優先交渉権者等を決定するものです。審査は評価基準に基づいて行い、審査委員会の各委員の評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とします。合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から委員の多数決により優先交渉権者を決定します。

また、優先交渉権者に次いで高い評価を得た者を次点の交渉権者とし、順次、以下の交渉権者を選定します。その後、優先交渉権者等の優先順位に従い、本業務に係る仕様書及び企画提案書の内容について協議の上確定し、本業務の委託契約締結予定者を決定します。

(3)評価基準

①評価項目

別紙「評価基準」のとおり

②審査における最低基準

最低基準点を設定し、各委員の評価点の平均が最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者及び次点者として選定しません。

③参加申請者が1者の場合の取り扱い

参加申請者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加申請者を優先交渉権者に決定し、その旨を通知します。

4. 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- ①令和8・9年度高取町入札参加資格に登録されている者で、業種種目として建設コンサルタントに登録を有すること。ただし、同参加資格に登録されていない者であっても、上記参加資格登録時と同等の書類を「(2)公募及び申請の受付」の期限までに提出し、審査により同等の資格があると認められた場合は、この限りではない。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ④過去10年以内に、地方公共団体の施設整備に際し、本業務と同種の業務を受託し、これを履行した実績(事業協力者としての実績を除く。)を有する者であること。ただし、同種の業務とは、地方公共団体の公共施設の整備に関する「基本計画策定業務」若しくはそれに類する業務をいう。
- ⑤本業務の実施にあたって次の実績及び公的資格を有し、直接雇用する技術者を配置することができる者であること。ただし、管理技術者が照査技術者又は担当技術者を兼ねることはできないものとする。なお、同種業務とは、地方公共団体の公共施設の整備に関する「基本計画策定業務」若しくはそれに類する業務をいい、類似業務とは、地方公共団体の施設整備に関する「あり方検討業務」又は「基礎調査業務」若しくはそれに類する業務をいう。

ア 管理技術者

過去5年間に於いて同種業務に従事した実績を有するとともに、技術士(総合技術監理部門:建設・都市及び地方計画、又は建設部門:都市及び地方計画)、又は一級建築士の資格を有する者とする。

イ 照査技術者

過去5年間に於いて同種業務に従事した実績を有するとともに、技術士(総合技術監理部門:建設、若しくは都市及び地方計画、又は建設部門:都市及び地方計画)、一級建築士、二級建築士、又は建築設備士の資格を有する者とする。

ウ 担当技術者

過去5年間に於いて同種業務又は類似業務に従事した実績を有する者とする。

- ⑥法人又は法人以外の団体等(宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)であること。

- ⑦地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑧会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- ⑨高取町暴力団排除条例(平成23年条例第17号)第二条第一号に規定する暴力団又は、同法同条第二号及び第三号に規定する暴力団員等の関与が認められる団体でないこと。
- ⑩高取町入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置の措置を受けている者でないこと。

5. 事業者選定日程及び募集方法

(1)全体スケジュール

- ①公募及び申請受付期間
令和8年9月18日(金)～令和8年10月2日(金)(土日祝を除く。)
- ②質問の受付期間
令和8年9月18日(金)～令和8年9月28日(月)
- ③質問の回答日
令和8年9月30日(水)
- ④提案書の受付期間
令和8年10月1日(木)～令和8年10月9日(金)(土日祝を除く。)
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングの開催日
令和8年10月15日(木)又は16日(金)予定
- ⑥優先交渉権者の決定日
令和8年10月21日(水)
- ⑦契約締結日
令和8年10月下旬

(2)公募及び申請の受付

この実施要領の記載内容を全て承知し、公募型プロポーザル方式の事業者選定に参加を申請する者は、参加申請書に必要な書類を添付して提出してください。

- ①提出期限 令和8年10月2日(金)午後5時まで(土日祝を除く。)
- ②提出場所 高取町総務課
メールでの提出先 koukyokeikaku@town.takatori.nara.jp
メール件名 【(仮称)高取町多機能複合型未来拠点施設整備基本計画策定支援業務

参加申請】としてください。

③提出書類

(ア)参加申請書(様式第1号)

(イ)会社概要(様式第2号)

(ウ)業務実績書(様式第3号)及び業務実績を証するもの(契約書及び仕様書等)の
写し

(エ)暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)

(カ)令和8・9年度高取町入札参加資格参加資格に登録されていない者の場合は別
紙「入札参加資格審査申請書および添付書類一覧表(測量・建設コンサルタント)」
に記載されている書類を提出してください。なお、本書類を提出される場合は、
事前にお問合せください。

④提出方法 持参、郵送又はメールにより提出してください。

郵送で提出する場合は、簡易書留又は書留とします。(10月2日(金)必着)

(3)内容についての質問

①受付期限 令和8年9月28日(月) 午後5時まで

②受付方法質問票(様式第5号)に質問事項を簡潔明瞭に記載し、電子メールにて提出
し、確認のためその旨を電話連絡してください。

※質問は電子メールのみとします。口頭、電話、郵送等その他の方法によるものは、受
け付けません。

③提出先

高取町総務課 koukyokeikaku@town.takatori.nara.jp

④メール件名

【(仮称)高取町多機能複合型未来拠点施設整備基本計画策定支援業務質問票】と
してください。

(4)質問に対する回答

①回答日 令和8年9月30日(水)

②回答方法 ホームページで回答を公開します。

(5)企画提案書等の受付

①提出日 令和8年10月1日(木)から令和8年10月9日(金)まで(土日祝日を除く。)

②提出時間 午前9時から午後5時まで

③提出先 高取町総務課

④提出書類

(ア)企画提案書(様式第6号)

(詳細については「(6)企画提案書の作成について」を確認してください。)

(イ)見積書(様式第7号)及び見積書の詳細な内訳書(任意様式)

⑤提出方法 **持参により**提出してください。

⑥提出部数

各7部(原本を1部、副本(写し)6部)

⑦留意事項

(ア)提出書類は、全て**A4サイズ**を基本とし、記載内容に干渉しないようファイル綴じにし、提出してください。

(イ)提出書類の原本には、会社名及び代表者名を記載の上、代表者印を押印してください。

(ウ)提出書類の副本は、**企業名やロゴマーク等、提出者が特定できるようなものは一切記入しないでください。**

(6)企画提案書の作成について

企画提案書の作成にあたっては、「仕様書」及び「条件付公募型プロポーザル実施要領」を熟読の上、作成してください。

①基本事項

(ア)企画提案書の表紙(1枚目)は、様式第6号を使用すること。

(イ)企画提案書の2枚目以降の様式は任意とし、A4サイズ縦長用紙に横書きで20ページ以内とすること。(※図表等についてA3サイズを用いることは可能。ただし、A4サイズに折りたたむものとする。)

②企画提案書の内容

(ア)業務全体の実施スケジュール(業務工程)を明示した上で、仕様書中の「**6業務内容**」の**項目毎**に、具体的な業務内容や人員体制、業務実施にあたっての留意事項等を文章又は図表等で簡潔に記載すること。

(イ)本町が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。

(ウ)企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

(エ)仕様書に記載されていないが必要と思われる独自の考えや提案等があれば記載すること。

(7)プレゼンテーション及びヒアリングの開催

審査委員会は、参加申請者からプレゼンテーションを受け、併せてヒアリングを行います。

①開催日時

令和8年10月15日(木)又は16日(金) 午前9時から午後4時30分まで(予定)

※各事業者には、別途各々の開始予定時刻を連絡します。

②開催場所

高取町庁舎 2 階集会室

③時間

事前準備5分

プレゼンテーション25分

ヒアリング15分

片付け5分

※提出した企画提案書等の内容について、25分以内でプレゼンテーションを行ってください。

続いて質問を行うので、簡潔明瞭に回答してください。

④出席者

最大4名まで

※可能な限り当業務の実務担当者が出席すること

⑤持参物

スクリーン、プロジェクターは準備いたしますが、その他のプレゼンテーションに必要な機材は参加者が用意して下さい。スクリーン、プロジェクターが必要な場合は、令和8年10月9日(金)までにメールにて連絡して下さい。

(8)優先交渉権者の決定等

①評価順位が第1位のものを優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者の順位を確定します。

②選定結果は、全ての参加者に電子メールにて通知します。通知日は令和8年10月22日(木)を予定しています。メール受信後、確認メールの返信をお願いします。

③②の通知を受けた優先交渉権者は、令和8年10月28日(水)までに記入押印後の「承諾・辞退届」(様式第8号)を、PDFにし電子メールにて提出して下さい。その後、原本は速やかに持参又は郵送にて提出してください。

④選定結果は高取町HPにて公表します。

⑤選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

(9)仕様書等の確定の協議

町長は審査委員会より優先交渉権者の確定の通知を受けた優先交渉権者と協議して仕様書(企画提案書を含む。)の内容を確定します。

※協議は、町長に代わり当該業務を所掌する総務課担当職員が行います。

(10)次順位の交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行い、仕様書等の確定に向けて協議します。次順位の交渉権者には、総務課の担当職員から別途連絡します。

- ①優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- ②優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- ③優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(11) 契約締結予定者の決定及び契約手続

(9)又は(10)の仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を町長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、総務課の担当職員からその旨を連絡します。連絡を受けた契約締結予定者は、契約の相手方であることを知った日から10日以内の間に契約を締結する義務を負います。契約締結事務は、総務課において行います。

6. 委託料(提案限度額)

委託料の提案限度額は、以下のとおりです。

9,460,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

7. 失格条項等

次の各号に該当する場合は、棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外します。

- (1)提出期限までに企画提案書等を提出しなかった者
- (2)この実施要領に定める資格要件を満たさなくなった者
- (3)町が示した提案限度額を超える見積額を提出した者
- (4)提出書類に虚偽の内容を記載した者
- (5)この実施要領に違反又は逸脱した者
- (6)その他町の指示に従わない者

8. 留意事項

(1)重複提案の禁止

提案は、参加申請者1事業者につき1案とします。

(2)書類の返却

提出された企画提案書等は、一切返却しません。

(3)提出期限後の書類の差替え等の禁止

提出期限後における書類等の差替え、再提出は認めません。ただし、審査のために審査委員会が必要と認め、資料の差替え、再提出を求める場合には、参加申請者は資料の補

正、追加資料の提出に応じなければなりません。

(4)費用負担

参加申請書、質問書、企画提案書等の作成及び提出、その他この実施要領に基づく手続きに係る一切の費用は、参加申請者の負担となります。

(5)審査委員会等での書類の無断使用禁止

提出された参加申請書、質問書、企画提案書、その他の提出資料は、事業者の審査及び選定以外に参加申請者に無断で使用することはありません。

(6)辞退届

参加申請書を提出した後に自己の都合により、プロポーザルを辞退する場合には、辞退の届出(任意様式)をして下さい。町は、辞退者に対し、その後において不利益な取扱いを行うことはありません。

(7)申請書類

申請書類の押印については、登録事業者で使用印鑑届の届出がある場合は、届出されている印での提出となります。

(8)その他

提出された書類等は、高取町情報公開条例(平成11年条例第27号)に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となります。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出てください。なお、委託事業者選定期間中において、決定に影響するおそれがある情報については、決定後の公開とします。

9. 担当部局

〒635-0154

奈良県高市郡高取町大字観覚寺990-1

高取町役場総務課

TEL:0744-52-3334

FAX:0744-52-4063

メール:koukyokeikaku@town.takatori.nara.jp